

「令和 8 年度アジアにおける脱炭素化と社会経済課題解決の同時実現に向けた協力促進委託業務」の入札説明書に関する質問回答

令和 8 年 3 月 1 0 日
環境省地球環境局
国際連携課気候変動国際交渉室

No.	質問事項	回答	備考
1	<p>仕様書 3 (1) 2) 「各国における脱炭素政策等の調査・分析」</p> <p>質問内容： 上記項目において、「旅費は、……『旅費法等』に準じるものとする」との記載がございます。本業務における旅費（招聘者および受託者）の精算については、必ず「旅費法等」に準じて報告を行う必要があるという理解でよろしいでしょうか。</p> <p>あるいは、受託者に独自の旅費規程がある場合、当該規程に基づく精算を行うことは可能でしょうか。ご確認をお願いいたします</p>	<p>回答：</p> <p>ご理解の通りです。原則は仕様書に記載の通り、「国家公務員等の旅費に関する法律」、「国家公務員等の旅費に関する法律施行令」及び「国家公務員等の旅費支給規定」（以下「旅費法等」という）に基づき、精算の手続きをお願いいたします。</p> <p>ただし、これにより難しい場合については、仕様書 8 (1) に記載の通り、契約締結後に環境省担当官と速やかに協議しその指示に従っていただくようお願いいたします。</p>	
2	<p>仕様書 (5) GST 及び資金議題に関する交渉支援等①GST 及び資金に係る交渉方針及び技術的な分析・政策提案に関して、「具体的な資料の構成や分量等は過去の成果物（令和 7 年度パリ協定等に関する国際交渉支援等業務報告書等）を参考とすること」とありますが、当該成果物はまだ先事業者が履行中業務のものかと推測しております。参考となる過年度業務報告書をご明示・もしくはご共有いただけますでしょうか。</p>	<p>回答：</p> <p>ご認識の通り、当該成果物につきましては、業務履行中のため、公表が困難な状況です。</p> <p>過去の成果物につきましては、国立国会図書館に所蔵の過年度の業務報告書（令和 6 年度途上国における優れた脱炭素・低炭素技術の普及展開に向けた制度構築等支援委託業務報告書、令和 6 年度パリ協定等に関する国際交渉支援等業務報告書等）を参考にさせていただきますと幸いです。</p>	